

【愛知県】介護職員処遇改善支援補助金実績報告に係るQ&A

項目	質問内容	回答
提出	提出方法は電子メールとなっているが、正しく受理されているか確認する方法はあるか。	実績報告書については、こちらで受付した際に受付確認メールを送信いたします。送信後、1週間経過しても確認メールが届かない場合は、コールセンターへお問い合わせください。
提出	実績報告書の作成・提出は事業所単位ですか。	法人単位での提出が可能です。 既に提出済みの計画書の提出単位に合わせてご提出ください。
記載方法	実績報告書の別紙様式3-2の”介護職員処遇改善支援補助金の総額”の欄は事業所のサービス毎に記載が必要か。	事業所毎に合算して記載していただければ結構です。
記載方法	補助金別紙様式3-1の「② ii）令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】」の欄にコメントで「この補助金による改善を行わない場合の賃金の総額を記入する。（処遇改善加算や特定処遇改善加算は含む）“令和3年における”とありますが、令和4年度の実績から計算していただいて、問題ありません。」とあるが、どういう意図か。	原則は4月等に提出済みの計画書記載の同項目の額を転記いただければ結構ですが、以下の場合等には令和3年の実績を記載すると正しい改善額が様式に現れない可能性があることから、令和4年度の実績額等を勘案し、計算することも可です。 ・前年度から事業所の職員に入れ替わりや増・減員等の異動があった場合 ・今年度に事業所を新設した等により、前年の実績がない、もしくは12か月に満たない場合 ・前年中に事業の拡大(縮小)を行っている場合 (「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」問18等より)
賃金改善	実際に支払った賃金改善額の合計が計画書の補助金見込額よりも少なくなりました、問題はあるか。	実際に支払われた賃金改善の合計額が、入金された補助金の合計額以上であれば問題ありません。
賃金改善	計画時よりも退職や離職により職員が減少してしまった。計画どおり改善を行うと、入金された補助金が余ってしまうが、返金の対象となるか。どのように対処したらよいか。	補助金の要件の1つに、受け取った補助金額以上の額を賃金改善にあてることがあります。賃金改善の内容を見直していただく等により改善額を増額する必要があります。(「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」問4等より)
法定福利費等	当該賃金改善に伴う「法定福利費等の事業主負担の増加分」については、ベースアップ等による賃金改善に含めてよいか。	ベースアップ等による賃金改善には当たらないが、介護職員処遇改善加算等と同様に、ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることは可能です。(「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(令和4年1月31日)」問8より)

項目	質問内容	回答
法定福利費等	「法定福利費等の事業主負担の増加分」の計算方法について、職員一人ひとりについて計算する必要はあるか。	<p>法定福利費等については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なる ②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なる ③計算方法についても制度ごとに様々である <p>以上のことから、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により、算定してください。</p> <p>合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。</p> <p>したがって、事務負担の軽減の観点から、必ずしも職員一人ひとりの具体的な法定福利費等の事業者負担増加分を算出する必要はなく、当該事業所全体の賃金改善所要額に実態上の社会保険料を乗じたものを算出し、当該額と加算（見込）額との差額を算出することで足りります。</p>
その他	<p>（見込み額修正対象法人）</p> <p>なぜ実績報告の際に、計画書を修正する必要があるのか。</p> <p>計画書作成時の、所定の算出方法どおりに算出しており、当然実績額と相違するものであり、間違いではないではないか。</p>	<p>介護保険制度の処遇改善加算等であれば、計画上の見込み額が上昇した際に、書類の再提出は不要です。</p> <p>しかし、本補助金は介護保険とは別の補助金制度を活用して行っているため、補助金見込額を補助金受取金額が上回る場合は、補助金見込額を修正し、提出していただく必要があります。</p> <p>ご理解・ご協力をお願いします。</p>
その他	<p>債権譲渡をしている事業所について、県からは金額の通知はいただいているが、その詳細な内訳は記載されていない。</p> <p>ご提示いただけないか。</p>	<p>本補助金の金額を計算している国保連において、債権譲渡の申出を国保連に提出している事業所について、当該補助金の内訳や詳細が、システム上出力不可能となっているため、県から通知している内容以上のことをお伝えすることはできません。</p>